

○環境特別委員会  
 ・内閣提出法律案(四件)

番号	件名	先議院	提出月日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院付託	衆議院委員会議決	衆議院本院議決	備考
20※	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五、二二 二、二二	五、二二 二、二五 ⑤	五、三二 三、二九 可決	五、三二 三、二九 可決	五、二二 二、二二	五、三二 三、二九 可決	五、三二 三、二二 可決	
21※	環境事業団法の一部を改正する法律案	〃	二、二二	二、二二 ⑤	四、二二 可決	四、二二 可決	二、二二	四、二二 可決	四、二二 可決	
62	環境基本法案	〃	三、二二	五、二四	六、二四 修正	未了	四、二〇	五、一八 修正	五、二〇 修正	五、四、二〇 衆議院議趣旨説明 五、一四 参事院議趣旨説明
63	環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、二二	五、二四	六、二四 修正	未了	四、二〇	五、一八 修正	五、二〇 修正	

(注) ※は予算関係法律案

・本院議員提出法律案（一件）

7	番号	7	件名	環境影響評価法案
	提出者	(月日)	提出者	種山 篤君 外二名 (五、五、二〇)
	予備送付月日	五、五、二六	予備送付月日	五、五、二六
	衆議院へ提出		衆議院へ提出	
	参議院	付託	参議院	五、五、二六
	衆議院	議決	衆議院	未了
	衆議院	議決	衆議院	
	衆議院	付託	衆議院	
	衆議院	議決	衆議院	
	衆議院	議決	衆議院	
	備考		備考	

・衆議院議員提出法律案（二件）

21	4	番号	21	4	件名	環境基本法案	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
		提出者	(月日)	提出者	馬場 昇君 外二名 (五、三、一八)	園田博之君 外四名 (六、四)	
		予備送付月日	五、三、一三	予備送付月日	六、八		
		本院へ提出		本院へ提出			
		参議院	付託	参議院	五、二四 (予)	六、八 (予)	
		衆議院	議決	衆議院			
		衆議院	議決	衆議院			
		衆議院	付託	衆議院	五、四、二〇	六、八	環境
		衆議院	議決	衆議院	未了	六、二一	可決
		衆議院	議決	衆議院			未了
		備考		備考	五、四、二〇 衆本会議趣旨 説明		

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第二〇号)

要旨

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付することとするものであります。

委員会におきましては、大気汚染とぜんそく等との関係、健康

被害予防事業への取り組み、地方自治体の健康被害救済策、自動車排出ガス対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

環境事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

要旨

本法律案は、内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団(以下「事業団」という。)に、国及び民間の拠出による「地球環境基金」を設け、民間団体が行う活動に対し、助成その他の支援を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

事業団の目的に、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行うことを追加すること。

二、新規業務の追加

事業団の業務として、新たに次の業務を加えること。

① 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦の民間団体による開発途上地域の環境保全活動

ロ 本邦以外の民間団体による開発途上地域の環境保全活動

ハ 本邦の民間団体による本邦内での環境保全活動

② ①に掲げる民間団体の活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

### 三、地球環境基金の新設

事業団は、二の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金を設け、政府の出資金及び政府以外の者の出えん金をもってこれに充てるものとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今日の環境問題、とりわけ地球環境保全のためには、国、地方公共団体にとどまらず、民間の役割が不可欠となっております。

このようなことから、本法律案は、環境事業団に地球環境基金を設け、その運用益によって民間団体の環境保全活動に対する助成

その他の支援を行わせることにより、内外の民間団体が行う環境保全活動の一層の振興を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、地球環境基金創設の目的、基金制度の適正な運営、助成対象事業の要件等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。